

工場立地法 届出の手引き

令和元年12月3日

久留米市 商工観光労働部 企業誘致推進課

〒830-8520

久留米市城南町15-3

TEL 0942-30-9135

FAX 0942-30-9707

e-mail kigyo@city.kurume.fukuoka.jp

目 次

第1 工場立地法とは？	2
1. 工場立地法の目的	2
2. 法の対象となる工場	2
3. 届出	2
4. 準則(規制内容)	2
〈イメージ図〉	3
第2 工場立地法届出書類作成にあたって	4
1. 届出が必要な場合	4
2. 届出書類	4
3. 生産施設とは	5
4. 緑地とは	6
5. 環境施設とは	7
6. 工場立地法の特例	8
7. 届出先	8
第3 届出書記載例	9
第4 工場立地法 Q & A	32
1. 届出義務について	32
2. 敷地面積、建築面積について	32
3. 生産施設について	33
4. 緑地、環境施設について	33
5. 届出時期について	35
6. 既存工場について	36
7. 団地特例について	38
8. その他	39
第5 参考資料	40
1. 業種別生産施設面積率一覧表	40
2. 業種別既存生産施設用敷地計算係数一覧表	41
3. 特例団地における準則値一覧表	42

第 1 工場立地法とは？

1. 工場立地法の目的

工場立地法（昭和34年法律第24号）は、工場立地が周辺地域の環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、工場の新設・変更の際に事前に届出を行うことを義務づけています。この際、生産施設、緑地、環境施設の面積は一定の規制を受けます。

2. 法の対象となる工場

次の2つの要件を満たす工場（「特定工場」という）が対象となります。

① 業種の要件

製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所を除く）、ガス供給業、熱供給業

② 規模の要件

敷地面積 9,000㎡以上 または 建築物の建築面積の合計 3,000㎡以上

3. 届出

工場の新設や、既に届け出ている工場の変更を行う場合は、工事着工の90日前までに所定の書類を届出なければなりません。

届出内容が適当であると認められる場合は、10日に短縮することができます。

（書類の不備等により審査に10日以上時間を要する場合がありますので事前にご相談ください。）

※ 届出先につきましてはP. 8をご参照ください。

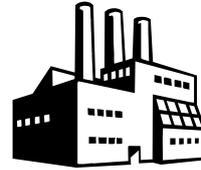
4. 準則（規制内容）

生産施設面積	敷地面積の30～65%以内
緑地面積	敷地面積の20%以上
環境施設面積	敷地面積の25%以上

※ 環境施設は、敷地の周辺部に15%以上配置しなければなりません。

※ 既存工場（法が施行された昭和49年6月28日以前に設置された工場）には特例措置があります。

工場敷地



○生産施設面積比率の上限が、業種により30、40、45、50、55、60、65、のいずれかに決められる。

○その他の施設（駐車場、事務所、研究所、倉庫等）に関する規制はない。

建築基準法の建坪率規制を受ける

○緑地を含む環境施設の面積の割合について

→25%以上（ただし、敷地周辺に15%以上配置）

→25%のうち緑地20%以上。

残り5%は緑地又は緑地以外の環境施設（噴水、水流等の修景施設、屋外運動場、広場、一般公開された体育館、企業博物館等）

◇「地域準則」（法第4条の2）

都道府県及び市が、地域の実情に応じて、国が定める範囲内において緑地及び環境施設の面積の割合を独自に設定できる。

<国が定める範囲>

環境施設（含む緑地）…10%～35%

緑地 … 5%～30%

◆「市町村準則」（企業立地促進法第10条）

市町村は、一定の要件を満たした場合、国が定める範囲内において緑地及び環境施設の面積の割合を独自に設定できる。

<国が定める範囲>

環境施設（含む緑地）…1%～25%

緑地 … 1%～20%